

道路沿いの危険なブロック塀などの撤去費用の一部を補助します

令和3年度安中市危険ブロック塀等

撤去費補助金のご案内

受付時間▼午前8時30分～午後5時15分
（閉庁日を除く）

市では、地震発生時における道路沿いのブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止することなどを目的として、今年度より、道路沿いの危険なブロック塀等を市内の業者に依頼して撤去する費用の一部を補助する事業を実施します。

この事業は、その目的を早期に達成するために事業の実施期間を令和5年度までの3年間に限定して集中的に実施する計画です。

詳細については、窓口などでご相談ください。市ホームページにも詳細を掲載しています。

補助金額▼補助対象経費の1/2
(1,000円未満切り捨て)

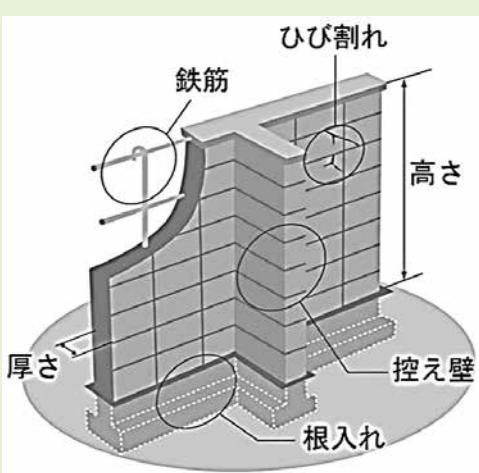
限度額…次の①または②のうち低い額
① 5万円
② 撤去長さの合計に1mあたり1万円を乗じた額

交付申請受付期間▼4月1日(木)～令和4年2月28日(月)

受付場所▼本建築住宅課

※補助を受ける場合、交付申請が必要です
※交付申請の時点で、着工または完了している撤去工事は補助の対象外です
※交付申請後、交付決定通知を受け取つてから撤去工事に着手してください

この機会に、再度ご自身が所有するブロック塀等の点検を実施してください。下記のチェックポイントのうち、ひとつでも不適合がある場合は、撤去工事などの安全対策の速やかな実施をお願いします。



外観	1	塀の高さは地盤から2.2m以下か
	2	塀の厚さは10cm以上か(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
	3	塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか(※塀の高さが1.2m超の場合)
	4	コンクリートの基礎があるか
	5	塀に傾き、ひび割れはないか
内部	6	塀に直径9mm以上の鉄筋が縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、鉄筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか
	7	基礎の根入れ深さは30cm以上か(※塀の高さが1.2m超の場合)